

西寒多神社の三非・忘機子印

橋本操 六

豊後国式内大社西寒多神社には、大友宗麟と義統の印判と伝えるものが四点保管されている。宗麟の印判と称されるのは三点で、一点は長径三^マ、短径一・二^マの楕円形印。外縁に添って細線一条を彫り、上部に三、下部にR C Oの三字を彫る。他の二点は、一辺二・六^マと一・七^マの長方形で、共に外縁に添う細線一条の内に三非と彫る。更に楕円印の背（印文のある面の反対側）には直径一・三^マの円印（外縁に添う細線一条の内の上部に一を、下部に^マを彫る）を、三非印の内一点の背には一辺二・二^マと一・三^マの印（印文不明）を彫っている。あたかも原簿と発行文書とにまたがらせて、証明のためにおす現在の割印のような感じのものである。

大友義統の印と称せられるものは、一辺三・四^マの正方形で、「忘機子」の三字を篆書で彫る。

以上四点の印判が使用されている文書はきわめて少なく、管見では大分市東鶴崎得丸家所蔵文書の三非印と忘機子印の各一点と、西寒多神社所蔵文書の忘機子印一点の三点を数えるだけである。

以下、この印判が実際に宗麟や義統によって使用されたものかどうかについて、検討を加えてみたい。

一 正文に見える宗麟・義統の印判

大友義鎮が朱印を据えた文書を発給するのは、入道して宗麟を名乗るようになった永禄五年（一五六二）より十三年後の天

正三年（一五七五）からであり、義統は天正十三年（一五八五）の単年に限られている。文書の内容は書状・感状・安堵状・受領状等多岐にわたるが、以下便宜上朱印状として表現する。

まず宗麟名朱印状に据えられている朱印は、直径四・五 マシ （一寸五分）の大形なもので、中央には非の字を置き、上下、左右には唐草文様のな文様を対象的に彫り、その周囲を細線一条がめぐり、その外は約二 ミ の外縁となっている。この朱印は天正三年二月廿八日のものを初見とし、天正五年（一五七七）二月十二日のものを以って終る。

次に、天正六年三月十二日を初見とし、同年六月廿九日を以って終る三非斎朱印状の朱印は、約四 ミ の肉太な外縁の内に細線一条をめぐらし、中に非の一字を彫る。直径三 マシ （一寸）。この朱印の使用期間は約三か月ときわめて短かく、しかも確認されるのは九通と少ない。

第三番目に使用されたのが有名なローマ字印である。この朱印を使用する文書は、全て円斎名で発給されている。初見は天正七年（一五七九）二月四日で、終りは翌八年十月十四日までとなっている。印文はFとRを合せた一字の次にCO（フランスコ）。大きさは直径二・七 マシ （〇・九寸）。

最後に使用された印判は、長径四 マシ （一・三寸）、短径三 マシ （一寸）の楕円形で、中央上部にイエズス会の紋章（マーク）IHS、下部にRCO（RはFとRの組み合わせ）を彫り、周囲を判別困難な文様で囲む。この朱印を使用する場合の発給者名は、円斎と府蘭の二通りがある。円斎名の初見は天正九年（一五八一）四月十二日、府蘭名で確認される最初は同九年十二月七日、最終は同年十二月十三日となっている。

以上四種の印判は、内容・書式・紙質・書体・墨色等から全て疑う余地のない文書に使用されており、西寒多神社に現存する印判の使用例は皆無である。

次に義統の朱印状についてみると、一辺五・四 マシ （一寸八分）の正方形の朱印の一種類だけである。印文は中央に方約二・五 マシ の文字らしきものを置き、空間には唐草様（？）の文様で埋める。初見は天正十三年（一五八五）四月廿六日で、同年九

月十一日ごろを最後とする。二九通が確認されるが、このうち一一通は大友家文書録に収められているもので、原本での確認はできないが、朱印と表示されていることから、一応取りあげた。なお、大友松野文書のうち、「義長・義鑑・義鎮遺言」と題する条々置文案の紙継目裏ごとに朱印一類を押し、その下に義統花押5ノ4を据えてある。合計朱印七類。

この義統印朱印も内容等に疑念をはさむものはない。この中には忘機子印の使用例はない。

注(一) 大友家の条々は、原本とされるものが立花家に伝わるほか、大友家文書録、大友松野文書(東大史料編纂所影写本)のほか、大分市

東鶴崎の得丸家、大分郡庄内町麻生家に残されている。

立花家に伝わる条々は原本とされるものの、同年月日の義長条々と追加条々とは紙質、書体とも全く異なるし、書体は両者とも中世的要素は感じられず、江戸期の御家流そのものである。次に永正十五年のものとは推定されている六月三日の義長覚に据える義長の花押は、義長花押類型にない特異なものである。さらにこれら義長の条々、覚の中に見える「候」の字に、中世文書ではあまり例を見ない「ゆ」の字を使用している点も気にかかる。

次に、二階崩れの変で重傷を負った義鑑が、瀕死の状態に据えたという袖判は、その筆勢の良さから二階崩れの変そのものを疑問視させるぐらいである。しかも他の文書に見える義鑑の花押と比較すると、かなりの相違点が発見できる。例えば花押上部左側の点の調子、右側の曲線や同右側内部の垂直にのびる線の長さ等がそれである。この微妙の相違点は、瀕死の負傷者という条件からみれば起り得る可能性はあるものの、筆勢の良さの点からは、やはり受け入れられない。また、府蘭条数覚にしても、花押の微妙な相違点を指摘できる。全てで写であらうか。

このほか、特に不審をいだかせる文言がある。それは義長条々第九条にみえる年寄衆の勤務時間の問題である。つまり勤務時間は「四日前以出頭、七以後可有帰宅之事」とある規定である。今手近かにある史料を見ると、古代以来全てが十二支による表現法を取っている。

数字による表現の例は、小山田文書の宇佐宮回祿並造営覚の中に「慶長四年壬三月廿三日夜七ツ時分」と見えるのと、十時文書の有馬一撓覚に「十九日夜四ツ時分、十九日明七ツ時」の例、文政十一年十月の勝光寺殿六百年遠忌の文書に「十九日朝六・四両時」

などの例が見える程度である。このように江戸期には数字による表記もあるが、その大部分は十二支による表記である。以上から、大友義長条々等は、根本的に研究し直さなければならぬと考えられる。このことは、立花家に伝わる大友文書全てに当てはまる。

二 三非・忘機子印の使用例

西寒多神社所蔵印判のうち、三非の印を使用した文書が一点ある。この文書は大分市東鶴崎の得丸家に所蔵されるもので、天正十四年（一五八六）正月廿六日づけの、豊臣秀吉大坂移座祝儀物覚書と題されるものである。

印は、天正十四年正月廿六日の月の字上約三分の一を残し、日の字の下部約三分の一を残すように、四文字にわたって黒印として押されている。文書の内容は、豊臣秀吉が大坂城に入城した祝儀として、大友家が贈った絵画・刀剣・茶道具についての記録である。

ところが西寒多神社にも同一内容の文書に、大友義統の印とされる忘機子印を押したものがあり、さらに原本所在不明とされる大友松野文書の中にも同内容（印は全くない）のものが一通存在していたことが、東大史料編纂所影写本によって確認される。

故田北学氏は、『増補訂正編年大友史料』編纂に当たって、西寒多神社所蔵文書を収録し、忘機子印について「大友義統の朱印也、忘機子の三字を刻せり」と注記し、正文として取り扱っている。

さて、西寒多神社に所蔵されている大友松野文書は、明治二十年（一八八七）十一月編集久米邦武が文書探訪の時、大分県庁に托して謄写した後に松野氏の手を放れたものの一部であるという。渡辺澄夫氏は、大分県史料二五巻の解題で大友松野文書伝世の経緯を記した後、「他の二者（西寒多神社文書と常楽寺文書）は右文書がのちに手放された際、有志の尽力によって大友三代頼泰の葬られた常楽寺に二通（別に大友松野系図一卷）、および式内大社西寒多神社に五通納めたものである。」と

記している。

しかし、現常楽寺住職の話によると、大友松野文書等松野家の宝物は松野直友氏が上京に際して、常楽寺に預けたものという。松野氏の上京は、久米邦武が文書採訪を行なった明治二十年以後のことであろう。

ところが、当時の常楽寺の住職は行動的な人で、大友神社の創建を計画し、その実現に奔走したが失敗し、預っていた松野家の宝物を入質したり売却してしまったという。

現在常楽寺に所蔵されている大友松野系図や古文書は、大分郡庄内町の酒造家に入質されていたものを、大正四・五年ごろ十円で受けだしたと聞いているという。このほかの宝物は西塞多神社や別府市朝見神社が購入したという。

この経緯からすると、三非黒印・忘機子印を据えた文書は、常楽寺住職が入質したり、売却したりするに当たって押印した可能性が非常に濃いといわざるを得ない。

次に、忘機子印を据えた文書が今一点ある。この文書も三非黒印文書を所蔵する得丸家に所蔵されている。この文書も渡辺澄夫氏が前記解題の中で、「大友松野文書は、鎌倉時代一、南北朝期三、他は大部分が義鎮・義統およびそれ以後のもので比較的新しいが、義長・義鑑・義鎮三代の『条々書』は、戦国大名としての大友氏の家法とみるべく、とくに秀吉との関係文書は、没落期大友氏の政治史研究上の好史料である」と記してある『条々書』そのものの一部と考えられる。

三 大友義長条々と忘機子印

大友家の分国法の制定は、永正十二年（一五一五）十二月二十三日の大友義長条々を最初とする。以下同年月日の義長の追加条々、永正十五年のものとされる六月三日づけ義長寛、天文十九年（一五五〇）二月十二日の義鑑条々、天正十二年（一五八四）四月三日の府蘭（義鎮）条数寛、天正二十年（文禄元年・一五九二）二月十一日の吉統条々が制定された。これら分国法については、外山幹夫氏の「大友の分国法」をはじめ、かなりの論及がある。

さて、忘機子印を据えるのは、前記条々のうち、大友義長条々であるが、まずこの文書の形状について見ると、料紙は薄黄色の光沢のある大友家特有の鳥の子で、三紙続となっている。一紙の大きさは縦二九・七^サ、横約四八・二^サ。第一紙は「條々」にはじまり第十條一行目で終り、第二紙は第十條二行目から追加第二條で終る。第三紙は義鑑条々第二條から最終行「以上」を以て終るが、紙幅は約一〇^サほど短い。なお継目裏上部には義統朱印各一顆を、下部には義統花押5ノ4を据える。この形状と同様な文書に、大分郡庄内町麻生家文書がある。本文書は四紙続で、第一紙は義長追加条々七条にはじまり、義鑑条々第一條で終る。第二紙・第三紙・第四紙は、府蘭条数覚第二條から「天正十二年卯月三日」で終る。この文書も得丸家所蔵文書と同様紙継目裏ごとに朱印・花押を据えてある。

この両家の文書の内容は、大友三代の条々で、不足する条項はあっても、重複するところは全くない。とすると、この両家の文書は、かつては一連のものであった可能性も考えられる。⁽¹⁾

七紙を継ぎ、義長・義鑑・義鎮三代の条々を記し、継目裏に義統の朱印と花押5ノ4を据えるものに大友松野文書の条々がある。この文書は原本所在不明で、東大史料編纂所影写本によって大分県史料第二五巻に収録されているが、得丸・麻生両家所蔵文書が所在不明の大友松野文書の可能性が非常に強い。

松野氏の手からはなれた文書類は、多くの人々の手に渡っているが、いつの時代（恐らく常楽寺から手放される時）にか、この条々は二つの文書として分離されたものと考えられる。まず、影写本に見える符箋「義長・義鑑・義鎮遺言」は、麻生家所蔵文書（巻子仕立になっている）の題箋として残っていることも、一つの証拠としてあげられよう。影写本の書体と題箋の書体、大きさも同一である。

二つに分離された文書のうち、大友義長条々は得丸家に渡る以前に、常楽寺住職によって忘機子印が据えられたことが想像される。得丸家当主の話によると、三非黒印文書とこの文書は、西塞多神社を経て先々代が入手したものである。

以上から、得丸・麻生両家に伝わる条々は、大友松野文書の原本とみて間違いない、明治二十年の謄写後常楽寺に預けら

れ、大友神社創建計画失敗を機に忘機子印が据えられ、西寒多神社を経て得丸家に渡ったものであろう。したがって忘機子印を据える文書二点は、偽文書として一概に無視できないことになる。

また三非黒印と忘機子印を据える豊臣秀吉大坂移座祝儀物覚二通も、もとは大友松野文書で、三非黒印を据えた一通は得丸家に渡り、忘機印を据えた一通は西寒多神社が保管したものであろう。

このほか、大友松野文書第一巻八号文書Ⅱ卯月六日付け大友義統書状、同巻一〇号Ⅱ三月九日付大友義統書状、第二巻五号文書包紙Ⅱ六月十三日付毛利輝元書状、同巻八号Ⅱ十月十日付け足利義輝御内書は前記麻生文書として所蔵され、第二巻四号文書Ⅱ十二月廿四日付け大友府蘭書状と第三巻一五号文書Ⅱ天正十三年壬八月朔日付け大友府蘭書状は大分市南鶴崎毛利弘文書として同家に所蔵されている。なお、毛利弘氏の義父毛利登は明治末年まで西寒多神社の官司であった。大分県史料第二巻所収。

注(一) 条項等が不足する原因は、継目裏朱印・花押を一致させるためと考えられる。得丸家文書第三紙は府蘭条数覚第一条で終るべきであるが、これを残すと文書としての体をなさないという配慮から義鑑条々の以上までで切断したものであろう。したがって、料紙の幅が短かくなっている。一方麻生家文書の場合は、義長追加条々第三条から始まるべきであるが、これも首継目裏朱印・花押を切り捨てることによって体裁を整えたものと考えられる。しかし第四・五・六条までを切り捨てある点は理解できない。また麻生文書第四紙は日付けまでを採用し、宛書である「道輝」「親家」の二行を切り捨てているのは、その裏に朱印・花押があることよってと、新しく所有する人への配慮からであろう。なお、大友松野文書第七紙の末端に裏朱印・花押半分があるのは、次に何らかの文書があったことを示すものである。内容からすれば条々が続くべきであるが、それに該当するものは大友吉統条々しかない。もしこの条々が続いていたとすれば、朱印の使用期間(天正十三年)、花押5/4の使用期間(天正十一年~十三年ごろ)と、吉統と名乗る時期(天正十六年)との関係が成立しないことになる。となると大友松野文書全てについて検討を加えなければならぬことになる。

小 結

西塞多神社に所蔵される印判は、正文として伝わる文書には見えないが、これだけを以って偽物とするわけにはいかないだろう。例えば当時作成したもの、使用するに至らなかったなどが考えられる。では、これらの印判が何故西塞多神社に保管されているのだろうか。推察の域を出ないが、恐らく大友松野家が常楽寺に預けた宝物の一つで、文書類とともに西塞多神社が購入したものであろう。

いずれにしても現在確認できる三非黒印文書一点と、忘機子朱印文書二点は、明治二十年の大友松野文書謄写以後に押印されたことは確実であろう。

（ ）、大分県総務部総務課主幹

【会 告】

大分中世文書研究会例会

昭和五十八年度から毎月の例会は、第一土曜日の一時半から、県立大分図書館の学習室で開催します。多数の参加をお待ちしています。五月から当分の間は、「豊後国図田帳」をテキストとしています。

【会 告】

縣 治 概 略 Ⅲ 五月中旬刊

大分県成立期の布告・達を集大成した地方史研究者必備の書。本巻は明治八年分を収録する。